

古賀市まちづくり基本条例 素案

平成28年11月16日

古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会

素案提出にあたって

平成27年1月に市長から委員を委嘱された私たち古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会は、これまで20回にわたり協議を重ねてきました。検討初期においては、策定委員の多くが、自治基本条例に対する知識も少なく、「そもそも自治基本条例とは何か」、「委員としてどのように検討したら良いのか」など不安を抱えながら議論を開始しました。

策定委員会は、年齢、性別、地域、まちづくりに関わってきた経験などが異なる多様な委員で構成されています。しかし、同じ市民の立場で「古賀市のまちづくりの基本的考え方は？」というシンプルだからこそ難しい内容に真剣に取り組み、回を重ねるにつれて有意義な議論を進めることができていると考えています。

また、この条例を検討するにあたり、検討初期において全8小学校区で「古賀みらいサマーミーティング」を、終盤においては「古賀みらいオータムミーティング」を開催し、できる限り多くの市民意見に耳を傾け、条例案づくりを検討してきました。策定委員会での話し合いや「古賀みらいサマーミーティング」等の市民同士の話し合いを通じ、このような語り合いや交流がまちづくりの新たな展開や発展を生むことを実感しました。

議会、行政はもとより、市民一人ひとりがまちづくりの担い手となり、お互い協力しながら取り組むことが今後のまちづくりに大変重要と考えています。これまでの議論を踏まえ、この条例は、まちづくりの基本的考え方を示すことから、策定委員会ではこの条例の名称を「古賀市まちづくり基本条例」としました。

1年11ヶ月という長い時間をかけて「古賀市まちづくり基本条例素案」をまとめました。今後、市が制定を進めていく条例にこの内容が十分に反映され、古賀市らしい条例が制定されることを望みます。

古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会
会長 水田 洋司

条例素案（策定委員会案）作成の基本的考え方について

私たち古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会では、平成27年1月から、「どうやって」古賀市らしいまちづくりを行っていくのかについて議論してきました。

これまで、古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会の主催で、古賀みらいサマーミーティングや古賀みらいオータムミーティングを開催したり、自治会、校区コミュニティなど様々な分野のゲスト参加者に策定委員会の議論に加わっていただいたりするなど、より多くの市民の意見を聴いてきました。また、市職員によるミニ出前講座等により行政の主な仕組み、情報を知ることができました。このように年代、性別、地域など多様な委員がまちづくりに関する情報を共有しながら議論してきました。

これらの貴重な意見等をできる限り反映し、以下の基本的な考え方により条例素案（策定委員会案）を作成しました。

また、「古賀市自治基本条例（仮称）」とされていた条例の名称についても、策定委員会で話し合い、「古賀市まちづくり基本条例」としました。

【条例素案作成の基本的考え方】

まちづくり基本条例制定の目標

- 市民のための議会・行政を推進する。
- 市民自身がまちづくりに加わり、力を発揮できるような仕組みを考える。

まちづくり基本条例の役割

- まちづくりの担い手である市民等・議会・行政の役割、責務などを明確にする。
- まちづくりを進めていくための基本的な考え方、仕組みやルールを示し、市民等・議会・行政で共有する。

全体構成の考え方

- 全国では、多くのまちづくり基本条例が制定されているが、他市町村の特徴ある項目を寄せ集めるのではなく、これまでの策定委員会での検討結果やサマーミーティング等での意見を十分に精査し、古賀市らしい魅力あるまちづくりを進めていくうえで必要な基本的考え方やルールを盛り込む。
- まちづくり基本条例は、古賀市のまちづくりの進め方に関する基本的事項や考え方を定める条例であることから、個別分野（健康福祉・生活環境・都市計画・教育など）に関する規定は、それぞれの分野の個別条例等に委ねることを基本的な考え方として、古賀市のまちづくりの全体に関わる仕組みを示すものとする。
- 市議会については、平成26年4月に施行されている「古賀市議会基本条例」の内容を尊重し、位置付ける。

目次

1. まちづくり基本条例素案の内容

前文	…1
第1章 総則	…2
第1条 目的	…2
第2条 定義	…2
第3条 まちづくりの基本理念	…4
第4条 まちづくりの基本原則	…5
第5条 条例の位置づけ	…6
第2章 市民等・議会・行政の役割	…7
第6条 市民等の役割等	…7
第7条 議会の役割等	…7
第8条 行政の役割等	…8
第3章 まちづくりの基本的事項	…9
第9条 情報共有の推進	…9
第10条 市民参加の推進	…9
第11条 共働の推進	…10
第12条 コミュニティ活動の推進	…11
第4章 行政運営	…16
第13条 行政計画	…16
第14条 意見等の取扱い	…16
第15条 附属機関等（市民公募の推進）	…17
第5章 実効性の確保	…18
第16条 条例の推進・検証	…18
第17条 条例の見直し	…18

2. 参考

（1）検討体制	…20
（2）古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会条例	…21
（3）古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会委員名簿	…23
（4）検討経過	…24
（5）広報活動について	…27

1. 古賀市まちづくり基本条例素案の内容

前文

前文

古賀市は、国の史跡に指定されている船原古墳、緑豊かな犬鳴の山並みや白砂青松の花鶴浜など、歴史遺産と自然に恵まれ、文化の伝承も大切にされている心豊かな地方都市です。また、古来より人や物が行き交う交通の要衝となっており、多様な人々が集い、様々な場で交流が盛んに行われていることも、古賀市の誇るべき財産となっています。

私たちは、英知を傾けてこれら地域の歴史、文化を守り育て、古賀市の誇りを次世代に引き継いでいきたいと願っています。

しかし、少子高齢化の進行、地方分権社会の進展などにより、私たちを取り巻く環境は急速に変化しています。そのなかで、心豊かな子どもたちが育つ、安全で安心して暮らせるまちをつくり、未来に残していくためには、議会、行政はもとより、市民一人ひとりがまちづくりの担い手として、これまで以上に人や地域の結びつきを強め、信頼関係を構築し、お互いに協力し合いながら、前向きに取り組んで行くことが不可欠です。

私たちはここに、古賀市におけるまちづくりの担い手の役割を明らかにし、私たちのまち古賀市が「これからもずっと住み続けたいと誇れるまち」となるように、この条例を制定します。

【解説】

前文は、条例制定の背景やまちづくりの方向性や基本原理、私たち市民の想いを明らかにするものです。

親しみやすさ、分かりやすさを重視し、「ですます調」を用いました。

第1、2段落は、古賀市はどのようなまちであるのか、また、私たちは古賀市を今後どのようにしていきたいのかを示しています。

第3段落は、まちづくり基本条例が必要となってきた背景、これからのまちづくりの方向性の考え方を示しています。

第4段落では、この条例の制定を通じ、私たちがどのような古賀市の姿を実現したいと考えているのかを明らかにしています。

第1章 総則

目的

第1条 この条例は、まちづくりの基本的事項を定め、市民等、議会及び行政がそれぞれの役割を果たし、互いに連携し、住んで良かったといえるまちの実現を図ることを目的とする。

【解説】

＜古賀市自治基本条例制定基本方針より＞

条例制定の目的

まちづくりの基本理念・基本原則を明らかにし、市民・行政等の役割を明確にするとともにまちづくりに関する基本的事項を定めることにより住民自治の進展を図り、市民が安心して暮らし続け、豊かで活力のある地域社会の実現を目指します。

【参考】

＜策定委員会等での主な意見（※原文のまま掲載しています。以下同。）＞

○住んで良かったといえるまち、住みたいまち〔まちづくりを進める上で大事なしたいキーワード〕

○行政と市民をどう近づけるのか。まちづくりに関心を持つ市民を増やす。

定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり 住みよいまちをつくるための公益的な活動をいう。
- (2) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者の権限を行う市長（それぞれ当該職員を含む。）をいう。
- (3) 自治会 地域に生活する市民自らが良好な地域社会をつくるため、市内の一定区域の市民によって主体的に組織された団体をいう。
- (4) 校区コミュニティ 市内の小中学校区の市民及び団体が自由に参加でき、自治会や市民活動団体などが連携し、地域の課題を解決するために組織された団体をいう。
- (5) 市民活動団体 特定非営利活動法人、ボランティア団体その他の共通の目的を持つ人が集まり、自主的・自発的に公益的な活動を行う団体であって市内で活動するものをいう。ただし、主として営利を目的とした活動、政治的活動及び宗教的活動を行う団体並びに自治会、校区コミュニティを除く。
- (6) 事業者 市内で事業を営む個人又は団体（市民活動団体を除く。）をいう。

(7) 市民等 次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に通勤又は通学する者
- ウ 自治会
- エ 校区コミュニティ
- オ 市民活動団体
- カ 事業者

(8) 市民参加 行政が実施するまちづくりにおいて、事業の企画や実施、評価等について、市民等が自主的に意見や提案を行う等直接関与することをいう。

(9) 共働 市民等、議会及び行政が果たすべき責任と役割を自覚し、共通の目標に向かって、対等の立場で、自己責任に根ざす自律した活動を通し、相互に補完し合い、相乗効果をあげながら、様々な社会的課題の解決に当たることをいう。

(10) コミュニティ活動 市民等が地域や共通の目的によってつながり、自主的に行う公益的な活動をいう。

【解説】

この条例で使用している用語のうち、意味するところを明確に定めておく必要があるものについて定義しています。

○「まちづくり」は、道路を整備するなど社会資本整備のときによく使われることですが、広い意味があり、この条例では住みよいまちにするために行われる全ての活動と定義しています。

○「市民活動団体」は、共通の目的を持つ人が集まり、自主的・自発的な公益活動を行う団体をいいます。この条例においては、同じ地域で生活しているという地縁によりつながっている自治会、校区コミュニティは含んでいません。「主として営利を目的とした活動を除く」とありますが、「営利を目的としない」とは、無償でサービス等を行うという意味ではありません。活動によって得た利益を構成員で分配しないということの意味します。活動で得た利益を次の新たな課題解決のための活動に投資することになります。

○「市民等」は、市内に居住している個人（市民）だけでなく、市内に通勤又は通学する個人、市内に事務所を有する又は市内で活動を行っている団体を含めています。現代社会において複雑かつ高度化する多種多様な課題を解決していくためには、古賀市に関わるより多くの個人や団体の力を結集していく必要があります。

○「共働」は、市民等・議会・行政が共通の目標に向かって、対等の立場で、自己責任に根ざす自律した活動を通し、相互に補完し合い、相乗効果をあげながら、様々な社会的課題の解決に当たることをいいます。

【参考】

＜「共働」の表記について＞

「共働」は「協働」と表記されることもありますが、国内で統一された定義があるわけではなく、各自治体において、条例や指針などの中で定義付けをして使用しています。古賀市では、どちらかがどちらかに追従する関係ではなく、お互い対等の立場で「ともに」課題に取り組んでいく、という意味を込め、「共」という字を使っています。

まちづくりの基本理念

第3条 市民等、議会及び行政は、次に掲げる基本理念によりまちづくりを推進する。

- (1) 互いに連携し、古賀市民憲章（昭和60年告示第63号）に基づくまちづくりに取り組む。
- (2) 先人が築いてきた地域の歴史、文化、英知を大切にし、次世代に引き継ぐとともに、人権を尊重し、共に支えあう地域社会の形成に取り組む。
- (3) 互いの自主性及び自律性を尊重しながらそれぞれの責任と役割を果たし、まちづくりに取り組む。

【解説】

まちづくりを進めるにあたり、あるべき姿を3つ定めています。
議会の議決を経て定めている市民憲章を引き続き尊重していきます。

【参考】

＜策定委員会等での主な意見＞

- 安全と安心、助け合い・思いやり〔まちづくりを進める上で大事にしたいキーワード〕
- 次世代にバトンタッチできるまち〔まちづくりを進める上で大事にしたいキーワード〕
- 福祉会の人・人生の先輩が、人生の先輩の知恵を子ども達に伝える。
- キラリとあたたかいしくみをつくろう。
- 自分たちの地域を自分達で良くしていこうという主体性（当事者性）を持つ。
- 「内なる分権」～行政から地域にやれることを分割し、地域がやれることを拡大し、活性化する。
- まちづくりの担い手が固定化していると感じる。現在の充実した担い手から次の世代へどうバトンを渡していくか、今から考えないと。
- 自治会内で役割分担する（役員だけでなく、みんなで負担を分かち合う）。

＜古賀市民憲章＞

緑豊かな犬鳴の山なみ、白砂青松の花鶴浜などの自然と、太古からの史跡に恵まれた私たち市民は、互いに英知を傾けて新しい歴史を創造し、名実共に栄誉なる古賀市にすることを誓って、この憲章を定めます。

- 一. 恵まれた自然にこたえ
水と緑を愛しはぐくみ
快適な住みよいまちにします
- 一. からだと心を鍛え
たくましく生きる力を養い
活気あふれるまちにします
- 一. 日々感謝して仕事に励み
人のため社会のためにつくし
豊かで潤いのあるまちにします
- 一. 先人の遺業に学び
知恵と技術を磨き
文化のかおり高いまちにします
- 一. 家族仲よく隣人を敬愛し
世界の人と友となり
明るく平和なまちにします

まちづくりの基本原則

第4条 次に掲げる事項を本市のまちづくりの基本原則とする。

- (1) 情報共有の原則 まちづくりに関する情報を共有すること。
- (2) 市民参加の原則 市民参加により行政運営が行われること。
- (3) 共働の原則 共働してまちづくりに当たること。

【解説】

まちづくりの担い手が連携してまちづくりを進めるためには、情報共有が前提となります。

この条例においては、「市民参加」とは、行政が実施するまちづくりにおいて、事業の企画や実施、評価などについて、市民等が自主的に意見や提案を行うなど直接関与することとしています。

「共働」とは、まちづくりの担い手が果たすべき責任と役割を自覚し、共通の目標に向かって、対等の立場で、自己責任に根ざす自律した活動を通し、相互に補完し合い、相乗効果をあげながら、様々な社会的課題の解決に当たることです。

【参考】

＜策定委員会等での主な意見＞

- まちのことを知る、「古賀学」〔まちづくりを進める上で大事にしたいキーワード〕
- 多様な人のつながり、交流、「組愛」〔まちづくりを進める上で大事にしたいキーワード〕
- 安全と安心、助け合い・思いやり〔まちづくりを進める上で大事にしたいキーワード〕

条例の位置づけ

第5条 この条例は、本市のまちづくりの基本的事項を定めるものであり、他の条例、規則、計画等は、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図る。

【解説】

まちづくり基本条例の位置づけや他の条例・計画等との関係性について規定します。また、まちづくり基本条例に盛り込む事項は、憲法や地方自治法で規定されている条例制定権の範囲内で定めることとなります。

【参考】

＜古賀市自治基本条例制定基本方針より＞

- 法体系上は、個々の条例に優劣はありませんが、自治基本条例の理念に基づいた自治の推進を図るため、市の条例や計画等は、自治基本条例との整合性を図り、その趣旨を尊重することになります。

＜策定委員会等での主な意見＞

- 特になし

第2章 市民等・議会・行政の役割

市民等の役割等

第6条 市民等は、自らがまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にまちづくりに関わるよう努める。

- 2 市民等がまちづくりに取り組むに当たっては、自発的意思が尊重されるものとする。
- 3 市民等は、まちづくりに取り組むときは、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

【解説】

市民等の役割等について規定します。

【参考】

＜策定委員会等での主な意見＞

- 市民参加は自発性が大事。
- 市民参加は市民の権利（参加したい市民が参加しやすい環境づくりが必要）。
- 楽しさ、満足感が向上するには、自発性が必要。
- 市民参加を通じて、人のつながりができる。
- 若いうちから市民参加の意識を育てよう。
- 参加するにあたっては、自らの発言及び行動に責任を持つ。
- 意見を言う側の責任・ルール（人権の尊重、平等）。
- 自分達の地域を自分達で良くしていこうという主体性（当事者性）を持つ。
- 地域の活動に積極的に参加する。
- 自分たちでできることを探す姿勢
 - ・問題を発見する努力
 - ・解決に向けて動く努力
 - ・それができる制度とかルールとか
 - ・時代に合わせて
- まちや地域の誇りを自分たちでつくりあげる

議会の役割等

第7条 議会は、選挙で直接選ばれた議員で構成する議決機関としての役割を担う。

- 2 議会及び議員活動その他必要な事項については、古賀市議会基本条例（平成25年条例第33号）に定めるとおりとする。

【解説】

平成26年4月に施行されている古賀市議会基本条例の内容を尊重し、まちづくり基本

条例に位置づけることとします。

【参考】

＜策定委員会等での主な意見＞

- 議会は、市民に分かりやすく情報を発信する。
- 市民と自由に意見交換する報告会や集会等を開催する。
- 市民の多様な意見を把握して市政に反映する。
- 議会は、古賀市議会基本条例に基づいて、市民参加の機会の拡充を図り、政策提言及び政策立案の強化に努める。

行政の役割等

第8条 市長は、選挙で直接選ばれた代表者として市を統轄する。

2 市長は、効率的で公正かつ透明性の高い行政運営に当たらなければならない。

3 職員は、全体の奉仕者として、職員間の情報共有・連携を図りながら公平公正に職務を遂行する。

【解説】

行政の役割等では、市長や職員の役割等について規定しています。

【参考】

＜地方自治法第147条＞

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。

＜憲法第15条第2項＞

すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

＜地方公務員法第30条＞

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

＜策定委員会等での主な意見＞

- 行政の組織は、相互に連携を図る。

第3章 まちづくりの基本的事項

情報共有の推進

- 第9条 市民等、議会及び行政は、相互の信頼関係の構築のため、情報共有の推進に努める。
- 2 自治会、校区コミュニティ、市民活動団体及び事業者は、まちづくりに関する情報を積極的に発信するとともに、互いに共有するよう努める。
- 3 行政は、市民等が必要とする情報の把握に努めるとともに、まちづくりに関する情報を積極的に発信する。

【解説】

まちづくりの基本原則である情報共有の推進について規定しています。
市民等が、まちづくりに関心を持つためには、行政情報や地域情報などが不可欠です。
行政は、積極的に情報の収集・発信に努め、情報共有を推進するための場や機会の提供を行う必要があります。

また、市民等にとって身近である自治会、校区コミュニティ、市民活動団体、事業者といったまちづくりを実践する主体も、自らの活動内容などを積極的に情報発信し、その活動内容を互いに共有することが必要です。

【参考】

＜策定委員会等での主な意見＞

- まちのことを知る、「古賀学」〔まちづくりを進める上で大事にしたいキーワード〕
- 情報を相互に提供・共有し、活用するよう努める。
- 行政の活動を市民は知らない。活用できていない、知る機会がない。興味がないことが原因。
- お互いの活動を知ることによって行政と市民の信頼関係をつくるのが大切。
- 自治会、校区コミュニティ、市民活動団体、行政は、市民がまちづくりに関する情報を収集・発信しやすい環境づくりを行う。
- 議会は、市民に分かりやすく情報を発信する。

市民参加の推進

- 第10条 市民等は、自発的意思に基づいて、市民参加することができる。
- 2 行政は、市民参加の機会を確保するため、その環境の整備に努める。

【解説】

まちづくりの基本原則である市民参加の推進について規定しています。

この条例においては、「市民参加」とは、行政が実施するまちづくりにおいて、事業の企画や実施、評価などについて、市民等が自主的に意見や提案を行うなど直接関与することとしています。

市民参加は古賀市の魅力あるまちづくりに寄与することを各主体が認識し、行政は、市民等の声を受け止めることができるよう市民参加の手法を工夫する必要があります。

【参考】

＜策定委員会等での主な意見＞

- まちづくり、自由に色々企画できる雰囲気〔まちづくりを進める上で大事にしたいキーワード〕
- 自由にスピーディに動ける～市民の力（行政にはない）。
- 対等な関係には十分なインフォームドコンセント（正しい情報を得た上での合意）が必要。
- 市民参加は自発性が大事。
- 市民参加は市民が行政に意見を伝えられる仕組み。
- 合意したら責任を果たす。
- 市民参加は市民の権利（参加したい市民が参加しやすい環境づくりが必要）。
- お互いの活動を知ることによって市役所と市民の信頼関係をつくるのが大切。
- 自発的意思に基づき、市民参加することができる。
- 行政は、多様な立場の人々が対話・交流できるよう意見交換会、討論会等を開く。
- ワークショップなど少人数で話せるしくみ。

共働の推進

第11条 市民等、議会及び行政は、対等な立場で相互に理解を深め、共働のまちづくりの推進に努める。

2 市民等、議会及び行政は、相互連携がまちづくりの新たな展開と発展を生むことに鑑み、対話と交流の機会や場の提供に努める。

【解説】

まちづくりの基本原則である共働の推進について規定しています。

「共働」とは、まちづくりの担い手が果たすべき責任と役割を自覚し、共通の目標に向かって、対等の立場で、自己責任に根ざす自律した活動を通し、相互に補完し合い、相乗効果をあげながら、様々な社会的課題の解決に当たることです。

日頃からの交流・対話があってこそ災害など緊急時の対応、地域での助け合いに結びつ

くものです。

古賀市では、多くの市民等が、地域活動や市民活動といったまちづくりを実践されています。

これらの活動の中で行われる交流を通じて築かれるつながりは、まちづくりの基本理念の「共に支えあう地域社会の形成」につながっていきます。

まちづくりの各主体が互いに連携・協力し合える関係を築いていくには、情報共有の仕組みづくりに加え、対話と交流を推進する場づくりが必要です。それぞれの主体が連携することで、活動が更に充実していくとともに、新たな展開と発展も期待できます。

対話と交流の場づくりの重要性を再認識し、それぞれの主体が対話と交流の機会や場の提供に努めることを規定しています。

【参考】

＜策定委員会等での主な意見＞

- まちづくり、自由に色々企画できる雰囲気〔まちづくりを進める上で大事にしたいキーワード〕
- 自由にスピーディに動ける～市民の力（行政にはない）。
- 共働の前提：対等な関係。
- 対等な関係には十分なインフォームドコンセント（正しい情報を得た上での合意）が必要。
- 合意したら責任を果たす。
- お互いの活動を知ることで市役所と市民の信頼関係をつくるのが大切。
- 共働は自発的なもの。
- 市民は、同じ地域に暮らす人や、同じ思いを共有する人など、多様な世代や立場の人々と対話・交流する。
- 地域コミュニティ（自治会・校区コミュニティ）、市民活動団体は、多様な世代や立場の人々の対話・交流の場づくりを行う。
- 行政は、多様な立場の人々が対話・交流できるよう意見交換会、討論会等を開く。
- ワークショップなど少人数で話せるしくみ。
- 連携により新たな価値が生まれる。
- いろいろな能力をもった人の活用が、まちづくりになる。

コミュニティ活動の推進

第12条 自治会は、自治会区域内の市民相互の交流と親睦を促進する活動を行うとともに、身近な暮らしに関わる課題の解決に取り組み、自治会区域内のまちづくりを実践す

る主体として活動するものとする。

- 2 校区コミュニティは、小学校区内の市民、自治会や小中学校、市民活動団体等の様々な主体の交流・連携を促進する活動を行うものとする。
- 3 自治会、校区コミュニティ、市民活動団体及び事業者は、それぞれの特性を生かしながら、連携・協力して、コミュニティ活動の推進に努める。
- 4 市民等は、コミュニティ活動がまちづくりの主体としての意識を育むとともに、住みよいまちづくりに寄与していることを踏まえて、これらの活動に参加・協力していくよう努める。
- 5 行政は、コミュニティ活動の円滑化及び活性化を図るため、自治会、校区コミュニティ、市民活動団体及び事業者の主体性を尊重し、その自主性及び自律性を損なわない範囲で、コミュニティ活動に対する支援を行うよう努める。

【解説】

コミュニティ活動の推進について規定しています。

コミュニティ活動とは、市民等が地域や共通の目的によってつながり、自主的に行う公益性のある活動です。営利を目的とする活動、政治・宗教に関する活動を除きます。

地域での生活は、人と人とのつながりや助け合いにより営まれており、このつながりや助け合いが地域の防犯や地域住民の健康寿命にも寄与しています。

自治会、校区コミュニティなどの地域コミュニティが行う活動では、同じ地域に住む人が様々な形で交流し、福祉、環境、防犯、防災など、地域住民の暮らしに欠かすことのできない活動を主体的に実践しています。

また、NPO、ボランティア団体など特定の目的やテーマでつながる団体は市民活動団体とも呼ばれ、市民等がそれぞれの関心や問題意識などに基づいて、自発的にまちづくりを実践し、課題別・分野別のまちづくりに大きく貢献しています。

自治会、校区コミュニティ、市民活動団体などの様々なコミュニティが、それぞれの特性を生かし、相互に連携・協力することにより、より効果的にまちづくりが推進されると言えます。

このような多様な主体の存在を踏まえ、お互いの活動を尊重しながら魅力的な古賀のまちづくりを推進するためには、各主体は改めて次の事柄を認識するとともに、他の主体に対する認識も深める必要があると言えます。

①自治会

自治会は「行政区」とも呼ばれており、規約等に基づき、道路等の美化活動、ごみの分別収集、敬老会や夏祭りなどの活動を主体的に実施しています。市内には現在46の自治会があり、市民等にとって最も身近な地域コミュニティです。

また、特定の課題に偏ることなく、地域にとって重要な課題に総合的に取り組んで

います。

<自治会の具体的活動（案）>

○自治会区域内の親睦と交流の促進（公民館活動、敬老会、夏祭りなど）

○自治会区域内の意見・要望のとりまとめ

○自治会区域内の身近な課題解決のための取組実践者

●身近な課題として考えられる活動

⇒居住環境の維持・保全（防犯灯設置、花いっぱい運動や美化活動、分別収集など）

地域課題が多様化かつ複雑化するなか、市民等にとって、もっとも身近な地域コミュニティである自治会は、区域内の様々な主体との連携を図りながら、身近な暮らしに関わる課題の実践者として精力的に活動しています。

一方で、行政が平成 25 年度に行った自治会アンケートでは、自治会における課題として、「住民の高齢化」、「住民間の人間関係の希薄化・交流の不足」、「地域活動への関心・参加意識の低下」、「少数の役員に役割が偏っている」などが挙げられており、また、策定委員会での検討過程においては、「行政からの依頼業務が多い」などの意見が寄せられています。

自治会が本来の活動をより効果的に実施していくためには、まちづくり基本条例の基本的な考え方を踏まえ、自治会と行政の役割分担や自治会に対する行政の支援のあり方について、今後、再検討する必要があると言えます。これらの具体的事項については、自治会と行政が協議し、方針を示す必要があります。

②校区コミュニティ

校区コミュニティは、小学校区単位の地域コミュニティで、現在、8小学校区中7校区で設立しています。

校区単位の大規模防災訓練、小学校と連携した地域運動会など、一つの自治会では解決が難しい課題や広域で実施した方が効果的な課題・活動について取組を進めています。

<校区コミュニティの具体的活動（案）>

○校区内の個人、自治会、小学校、市民活動団体等の各種団体の交流・連携に取り組む主体（校区単位の夏祭り、運動会など）

○一つの自治会では解決が難しい課題や広域で実施した方が効果的な課題の検討・とりまとめ

○上記の課題解決のための取組実践者（大規模防災訓練、見守り活動など）

多様化かつ複雑化する地域課題に取り組むためには、校区コミュニティは、市民の身近な暮らしに関わる課題の実践者である自治会の活動を尊重しつつ、校区内の自治会、小学校などの様々な主体が連携・協力し、校区全体の課題に取り組むことが必要

です。

なお、校区の状況等により取り組む課題や活動は違うことから、校区内でどのような課題に取り組むのかを十分に検討し合意形成することが必要であると言えます。

③市民活動団体

市民活動団体は「自発性」「先駆性」「専門性」「迅速性」など様々な特性を持つことから、まちづくりの担い手として大きな役割を果たすことが期待されています。古賀市市民活動支援センターに市民活動団体として登録がある団体は、平成 28 年6月現在、76団体あります。

行政は、コミュニティの活動が重要な活動であることを再認識し、それぞれの活動の主体性を尊重しつつ、自主性及び自律性を損なわない範囲でコミュニティ活動に対する支援を行う必要があります。

【参考】

＜策定委員会等での主な意見＞

- 安全と安心、助け合い・思いやり〔まちづくりを進める上で大事にしたいキーワード〕
- 地域コミュニティ（自治会、校区コミュニティ）、市民活動団体は、市民に自発的な加入や参加を働きかける。
- 地域コミュニティ（自治会、校区コミュニティ）、市民活動団体は、市民が活動に参加しやすい環境づくりを行う。
- 市民の意欲、経験、知識を活かす。
- コミュニティは、開かれた場にする。
- 地域コミュニティは、市民のニーズを知り、様々な世代、団体等と連携・協力して地域でできることを考え、安全・安心の地域社会づくりを行う。
- 地域のつながりが防犯や健康づくりにもつながる。（あいさつ、ラジオ体操など）
- 顔の見えるつながりづくりを行う。
- 地域を支えようとする人をさらに支えたい。
- 交流や楽しみが継続するモチベーション。
- 行政からの依頼事項が多い。
- 補助金申請など市へ提出するための書類の事務作業が多い。（市民の貴重な税金を財源としていることから、透明性の確保及び説明責任を考慮したうえで、効率的な補助金交付のあり方を検討する必要）
- 校区コミュニティと自治会の役割分担。
- まちづくりの担い手が固定化していると感じる。現在の充実した担い手から次の世

代へどうバトンを渡していくのか、今から考えないと。

- 市民のニーズを知り、様々な世代、団体等と連携・協力して地域でできることを考え、安全・安心の地域社会づくりを行う。
- 自治会活動は自分のためになる。
- 自治会が公民館を開放し、活用していく。
- 自治会が多様な人々の出会い・交流を促す。
- 校区コミュニティが有効に機能するためには、校区コミュニティの拠点づくり、事務局など体制づくりが必要。
- 校区コミュニティのメリット
 - 区長（自治会長）同士の連携
 - 学校行事との連動
 - より広い範囲で活動できる（スケールメリット）
 - だれでも参加しやすい
- 高齢化等により将来、活動が困難になった自治会が出てきても、校区全体で支えることができる。
- 「地域の人を地域で守ろう」という意識が強くなってきた校区もある。
- 校区内で福祉会や民生委員などとのネットワークを強化する。
- 行政はコミュニティの推進のための支援を行う。
- 行政は共働のまちづくりの推進のため、市民活動団体の主体性を尊重し、支援を行う。
- 行政は共働のまちづくりの推進のため、事業者の主体性を尊重し、相互連携を図る。
- 地域で、市民活動団体と連携・協力することで、自治会だけでは解決が困難な課題に取り組める（地域にぬくもりを届ける存在）。
- 自治会に入らないのではなく、入れない要因があるのでは（自治会での役割を担えない、知らない、など）
- 自分たちでできることを探す姿勢【再掲】
 - ・問題を発見する努力
 - ・解決に向けて動く努力
 - ・それができる制度とかルールとか
 - ・時代に合わせて
- 人間関係のつむぎ直し
 - ・向こう三軒両隣のつながりをとりもどしたい
 - ・遠くの親類より近くの他人

第4章 行政運営

行政計画

第13条 行政は、古賀市総合振興計画をはじめとする行政の様々な計画（以下「行政計画」という）の策定に当たっては、市民参加の機会の充実に努める。

2 行政は、行政計画の適切な進行管理を行う。

【解説】

総合振興計画をはじめとする行政の様々な計画（行政計画）について規定しています。

【参考】

＜策定委員会等での主な意見＞

○行政計画の策定に当たっては、市民参加の機会の充実に努める。

○行政計画の適切な進行管理を行う。（透明性を確保し、社会情勢に応じた見直しを行う。）

意見等の取扱い

第14条 行政は、行政運営に反映させるため、市民等の意見等を広く聴く機会の充実に図る。

2 行政は、市民等から行政運営に対する意見、要望、提言等を受けたときは、適正かつ公正に対応する。

【解説】

行政に寄せられる意見等の取扱いについて規定しています。

行政運営を行う上で、市民等から行政に対して寄せられる様々な意見、要望、提言等へ適切に対応することは、市民等との信頼関係を構築する上で重要です。

【参考】

＜策定委員会等での主な意見＞

○行政は、行政運営に反映させるため、市民の意見等を広く聴く機会の充実に図る。

○行政は、市民から行政運営に対する意見、要望、提言等を受けたときは、適正かつ公正に対応する。

○行政は、意見、情報を集約し、市政運営に反映する。

○行政運営を行う上で、市民から行政に対して寄せられる様々な意見、要望、提言等に市長が責任を持って応答することで、市民との信頼関係を構築する。

附属機関等（市民公募の推進）

第15条 行政は、附属機関等の委員を選任するに当たっては、公募等により幅広い層の市民等から選任するよう努める。

【解説】

附属機関等の委員の選任について規定しています。

附属機関等とは、市が事業を行うにあたり、様々な意見を取り入れるために設置する審議会、協議会などのことです。行政は、附属機関等の委員を選任する場合、専門的知識や経験を有する人を委員として選任することはもちろんのこと、市民参加の観点から、できる限り公募等により幅広い層の市民等から選任することが求められています。

【参考】

＜地方自治法第138条の4第3項＞

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

＜策定委員会等での主な意見＞

○市民参加の機会の充実（審議会委員等の公募など）

○行政は、意見の出やすい雰囲気をつくる。（委員同士もいい関係をつくる、批判しないなど）

第5章 実効性の確保

条例の推進・検証

第16条 市長は、この条例の推進及び運用状況の検証を行うため、古賀市まちづくり基本条例検証委員会（以下「検証委員会」という。）を置く。

2 前項に定めるもののほか、検証委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

この条例の検証について規定しています。

市長は、この条例の運用状況について検証するため、古賀市まちづくり基本条例検証委員会を設置することを定めています。

検証委員会は、まちづくり基本条例に則したまちづくりを実施するために、条例の主旨に沿ったまちづくりが進められているのかなど必要に応じた検証を行います。

【参考】

＜策定委員会等での主な意見＞

○条例が活かされているのか検証するための規定が必要。

○検証のための委員会等を設置し、市民参加のもと、検証をしていきたい。

条例の見直し

第17条 市長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、社会情勢の変化を勘案し、この条例の規定について検証を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、前項の検証に当たっては、検証委員会に諮問しなければならない。

【解説】

この条例の見直しについて規定しています。

この条例は、古賀市のまちづくりの進め方に関する基本的事項を定めるものであり、その内容は本来頻繁に変更されるべきものではありません。

しかし一方で、今後の社会情勢等の変化に的確に対応していくことも必要です。4年という期間は市長の任期とも一致しており、市長が任期中に一度は検証し、必要に応じて見直すという意味を含んでいます。

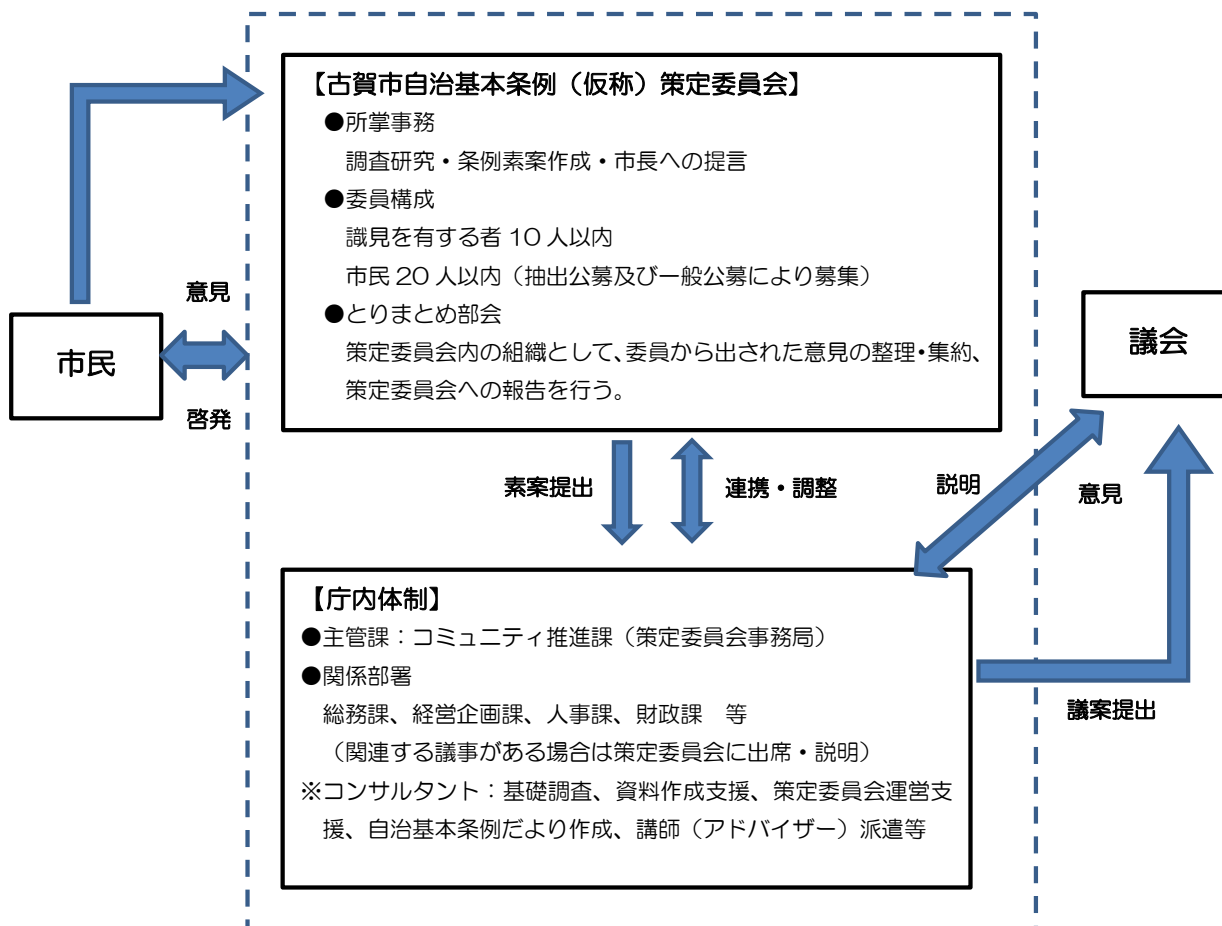
【参考】

＜策定委員会等での主な意見＞

○情勢に応じて見直しをするための規定が必要。

2. 参考資料

(1) 検討体制



(2) 古賀市自治基本条例(仮称)策定委員会条例

平成26年6月27日

条例第11号

改正 平成28年3月30日条例第8号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、古賀市自治基本条例(仮称)策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 古賀市自治基本条例(仮称)(以下この条において「条例」という。)に規定する事項、内容等の検討に関すること。
- (2) 条例の素案の作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、条例の検討等のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が完了した日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

(意見の聴取等)

第7条 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第8条 会長が特に専門的な検討及び協議が必要と認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織し、部会長は、部会に所属する委員のうちから互選する。

3 部会長は、部会を総理し、部会における協議の経過及び結果を、委員会の会議に報告しなければならない。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に所属する委員のうちあらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

5 前各項に掲げるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部コミュニティ推進課において処理する。

(改正(平28条例第8号))

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第4条に規定する委員の任期が終了した日限り、その効力を失う。

附 則(平成28年3月30日条例第8号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(3) 古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会委員名簿

平成 28 年 11 月現在

	氏名	ふりがな	性別	所属等	備考
1	水田 洋司	みずた ようじ	男	九州産業大学教授 工学部都市基盤デザイン工学科	・策定委員会会長 ・とりまとめ部会会長
2	宮本 勇雄	みやもと いさお	男	古賀市行政区長会会長 千鳥校区コミュニティ会長	
3	二宮 良子	にのみや よしこ	女	千鳥南区行政区長	
4	矢部 桂吾	やべ けいご	男	前古賀西校区コミュニティ 運営協議会会長	
5	谷口 博隆	たにくち ひろたか	男	前小野校区運営協議会副会長 元薦野区行政区長	
6	清水 佳香	しみず よしか	女	認定 NPO 法人エコけん理事 長	
7	柳武 繁行	やなたけ しげゆき	男	前古賀市子ども会育成会連合 会会長	
8	篠崎 和美	しのざき かずみ	男	(株)三和物産代表取締役	・策定委員会副会長 ・とりまとめ部会副会長
9	池端 伸二	いけばた しんじ	男	西部電機(株)管理部総務課長	
10	高村 範亮	たかむら のりあき	男	一般公募	・とりまとめ部会員
11	今村 恵美子	いまむら えみこ	女	一般公募	・策定委員会副会長 ・とりまとめ部会副会長
12	吉田 絵美	よしだ えみ	女	一般公募	
13	保井 彩	やすい あや	女	一般公募	
14	大神 健治	おおがみ けんじ	男	一般公募	・とりまとめ部会員
15	中村 徹	なかむら とおる	男	抽出公募	
16	坂本 真一	さかもと しんいち	男	抽出公募	
17	福岡 綱二郎	ふくおか こうじろう	男	抽出公募	
18	則元 真澄	のりもと ますみ	女	抽出公募	
19	大谷 志歩	おおたに しほ	女	抽出公募	
20	最所 綾香	さいしょ あやか	女	抽出公募	・とりまとめ部会員
21	戸田 祐子	とだ ゆうこ	女	抽出公募	・とりまとめ部会員
22	木庭かおり	こば かおり	女	抽出公募	
23	笠井 玄子	かさい さとこ	女	抽出公募	
24	多田隈 積子	ただくま せきこ	女	抽出公募	
25	櫻井 涼子	さくらい りょうこ	女	抽出公募	

(4) 検討経過

○策定委員会

平成 27 年 1 月 22 日から平成 28 年 11 月 16 日まで、計 20 回開催しました。

回	月	内容
1	平成 27 年 1 月 22 日	市民共働による自治基本条例づくりの進め方
2	平成 27 年 2 月 10 日	「古賀市ってこんなまち」
3	平成 27 年 3 月 11 日	「まちづくりについて語り合おう」
4	平成 27 年 4 月 15 日	はじめの一步案検討、会長・副会長選出、諮問
5	平成 27 年 5 月 22 日	とりまとめ部会員の選出、市民対話について ※アドバイザー派遣（相模女子大学教授：松下啓一氏）
6	平成 27 年 6 月 17 日	古賀みらいサマーミーティングについて①
7	平成 27 年 7 月 15 日	古賀みらいサマーミーティングについて②
8	平成 27 年 10 月 21 日	古賀みらいサマーミーティング振り返り・集約
9	平成 27 年 11 月 18 日	はじめの一步案 ver.2 検討
10	平成 27 年 12 月 16 日	地域コミュニティとまちづくり① ※市職員ミニ出前講座：地域コミュニティ室
11	平成 28 年 1 月 20 日	地域コミュニティとまちづくり② ※市職員ミニ出前講座：地域コミュニティ室、予防健診課 *ゲスト参加者：13 人(自治会・校区コミュニティ・健康推進員：10 人、公募選外者 3 人)
12	平成 28 年 2 月 17 日	多様な主体の共働と市民活動 ※市職員ミニ出前講座：生涯学習推進課、商工政策課、農林振興課 *ゲスト参加者：5 人(市民活動団体・企業等 4 人、公募選外者 1 人)
13	平成 28 年 3 月 16 日	市民参加の仕組みと実践 ※市職員ミニ出前講座：地域コミュニティ室、人事課
14	平成 28 年 4 月 20 日	市政運営について ※市職員ミニ出前講座：経営企画課、財政課、総務課
15	平成 28 年 5 月 18 日	市議会についてなど ※市職員ミニ出前講座：コミュニティ推進課、議会事務局
16	平成 28 年 6 月 15 日	素案まとめ①
17	平成 28 年 7 月 20 日	素案まとめ②
18	平成 28 年 8 月 17 日	素案まとめ③
19	平成 28 年 9 月 21 日	条例素案（案）の確認、古賀みらいオータムミーティング検討
20	平成 28 年 11 月 16 日	古賀みらいオータムミーティング振り返り、条例素案の最終確認、答申

〇とりまとめ部会

策定委員会にとりまとめ部会を設置し、平成 27 年 6 月 3 日から平成 28 年 11 月 9 日まで、計 16 回開催しました。

※とりまとめ部会とは：

策定委員 7 人（平成 28 年 11 月現在）で構成。自薦及び会長指名により決定。

設置：平成 27 年 5 月

目的：策定委員会から出された意見を整理・集約し、その内容を策定委員会へ報告する。

回	月	内容
1	平成 27 年 6 月 3 日	部会の役割・名称等、第 6 回策定委員会について
2	平成 27 年 7 月 6 日	第 6 回策定委員会とりまとめ、第 7 回策定委員会について
3	平成 27 年 9 月 30 日	古賀みらいサマーミーティングとりまとめ、第 8 回策定委員会について
4	平成 27 年 11 月 4 日	第 8 回策定委員会とりまとめ、第 9 回策定委員会について
5	平成 27 年 12 月 2 日	第 9 回策定委員会とりまとめ、第 10 回策定委員会について
6	平成 28 年 1 月 6 日	第 10 回策定委員会とりまとめ、第 11 回策定委員会について
7	平成 28 年 2 月 3 日	第 11 回策定委員会とりまとめ、第 12 回策定委員会について
8	平成 28 年 3 月 2 日	第 12 回策定委員会とりまとめ、第 13 回策定委員会について
9	平成 28 年 4 月 6 日	第 13 回策定委員会とりまとめ、第 14 回策定委員会について
10	平成 28 年 5 月 11 日	第 14 回策定委員会とりまとめ、第 15 回策定委員会について
11	平成 28 年 6 月 1 日	第 15 回策定委員会とりまとめ、第 16 回策定委員会について
12	平成 28 年 7 月 6 日	第 16 回策定委員会とりまとめ、第 17 回策定委員会について
13	平成 28 年 8 月 3 日	第 17 回策定委員会とりまとめ、第 18 回策定委員会について
14	平成 28 年 9 月 7 日	第 18 回策定委員会とりまとめ、第 19 回策定委員会について
15	平成 28 年 10 月 5 日	第 19 回策定委員会とりまとめ、古賀みらいオータムミーティングについて
16	平成 28 年 11 月 9 日	古賀みらいオータムミーティングとりまとめ、第 20 回策定委員会について

○古賀みらいサマーミーティング～古賀市の未来のまちづくりを考える市民対話集会～

- まちづくり基本条例について、検討初期から多くの市民と対話し、意見を取り入れながら条例づくりを行うために開催しました。
- 日時・会場・参加者数

校区	日時	会場	参加者数 (委員含)
舞の里	8月28日(金) 19時～20時30分	舞の里小学校会議室	29
古賀東	8月29日(土) 10時～11時30分	古賀市公民館久保分館	35
花鶴	8月29日(土) 19時～20時30分	古賀東区公民館	35
花見	8月30日(日) 19時～20時30分	花見東一区自治公民館	42
小野	8月31日(月) 19時30分～21時	谷山区公民館	42
青柳	9月4日(金) 19時～20時30分	青柳区公民館	31
千鳥	9月5日(土) 19時～20時30分	古賀市社会福祉センター 千鳥苑	46
古賀西	9月7日(月) 19時～20時30分	古賀北区公民館	42
計		8箇所	302

○古賀みらいオータムミーティング～古賀市の未来のまちづくりを考える市民対話集会2～

- 検討の終盤に実施した古賀みらいオータムミーティングは、「世代をつなぐまちづくり」をテーマに自由にまちの未来を語ることで、市民の新しい出会いや交流を促進し、まちづくり基本条例の基本的考え方を策定委員会が実践し、伝える場として開催しました。また同時に、当日の話し合いのなかで参加者から出された意見などから私たち策定委員が実際に感じたことが、まちづくり基本条例（策定委員会案）に盛り込まれているかを確認する場としても開催しました。
- 日時：平成28年10月23日(日)13時30分～16時30分
場所：リーパスプラザこが交流館多目的ホール
参加者数（委員含む）：81人

(5) 広報活動について

○会議の公開について

策定委員会の開催に当たっては、全ての会議について開催日時・会場などを市公式ホームページや行事予定表等で事前に公表し、傍聴可としてきました。また、会議終了後に、市公式ホームページにおいて会議資料、会議録を公表してきました。

○「自治基本条例だより」の発行

策定委員会で話し合われた内容を多くの方に分かりやすくお知らせするため、策定委員会終了後、毎回自治基本条例だより（通常版：A4版、両面一枚）を発行し、全戸回覧したほか、「お届け制度」を設け、希望者に郵送やEメールにより直接送付しました。

また、市役所や図書館などにも自治基本条例だよりを1冊にまとめたファイルを設置したほか、市公式ホームページにも掲載してきました。

○市ホームページへの掲載

策定委員会の会議資料や会議録、自治基本条例だよりなどは、市ホームページに全て掲載しました。